

# 厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

## <新着情報・重要なお知らせ>

### 1. 雇用調整助成金の拡充について

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律が成立したことに伴い、雇用調整助成金の更なる拡充を行いました。

#### 助成額の上限の引上げ及び助成率の拡充

##### 1. 助成額の上限の引上げ

1人あたり日額8,330円 ⇒ 「**15,000円**」に引上げ

##### 2. 解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業の助成率の拡充

原則 9 / 10 (一定の要件を満たす場合は 10 / 10 など)

⇒ 「**一律 10 / 10 (100%)**」に拡充

- **令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間が対象**です。
- **すでに受給した方・申請済みの方にも適用**されます。
- 雇用調整助成金だけでなく、**緊急雇用安定助成金も対象**です。

#### 【遡及適用】

○上記の引上げ及び拡充については、既に申請済みの事業主の方についても、**令和2年4月1日に遡って適用**になります。追加支給分(差額)については、労働局・ハローワークで計算しますので**再度の申請手続きは必要ありません**。

○過去の休業手当を見直し(増額し)、従業員に対して**追加で休業手当の増額分を支給した場合**には、**手続きが必要**となります。

#### 緊急対応期間の延長

**緊急対応期間の終期を3か月延長**します。

緊急対応期間を、令和2年4月1日～令和2年9月30日までとしました。

#### 出向の特例措置等

雇用調整助成金の対象となる出向については、**出向期間**が「3か月以上1年以内」とされていますが、緊急対応期間内においては、これを「**1か月以上1年以内**」に緩和しました。

### 千葉働き改革推進支援センターによる出張相談会の開催について

雇用調整助成金の申請手続きを行う事業主をサポートするため、県内の8カ所のハローワークでは、千葉働き改革推進支援センター(千葉労働局委託事業)による出張相談会を実施しています。

※7月の開催場所やスケジュールは別紙リーフレットをご参照ください。

担当 【雇用調整助成金】職業安定部職業対策課 電話：043-221-4393

担当 【千葉働き改革推進支援センター事業】雇用環境・均等室 企画部門 電話：043-306-1860